

お知らせ

10月 食品ロス削減月間

食べ残しや手つかずの食品、野菜の皮を厚くむいた過剰除去など、本来食べられるのに廃棄されるものを「食品ロス」といいます。

食品ロスの量を国民一人に換算すると、毎日おにぎり1個分（約102グラム）が捨てられていることになります。

“もったいない”の気持ちを大切に、「買いすぎない」「作りすぎない」「注文しすぎない」など、それぞれができることから食品ロス削減に取り組んでみませんか？

問 クリーンセンター ☎（93）4529

10月15日～21日 違反建築防止週間

公開建築パトロールを実施します

違反建築防止週間の期間中、建築工事現場における状況の点検・指導・違反是正などを行います。

○建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準を守り、適正な手続きで工事を進めましょう。

○工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

○新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。

問 都市計画課 ☎（93）5148

10月1日 浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きで汚れた水（トイレ・台所などからの排水）をきれいにして放流する生活排水処理設備です。

適正な管理をしましょう

機能を十分に発揮させるために、浄化槽の工事の施工と保守点検・清掃、定期検査が法律で義務付けられています。

浄化槽の維持管理を怠ると、汚水が側溝や排水路を通じて川に流れ込み、水質悪化や悪臭、水生生物への悪影響につながります。

大切な生活環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

問 環境課 ☎（93）4946

井戸水の衛生管理

飲み水として井戸水を利用されている人は、次のことに注意して、衛生的な管理を心掛けましょう。

○水を採って、色・濁り・においなどに異常がないか、点検しましょう。

○井戸や貯水タンクの周りの点検・清掃を行い、清潔に保ちましょう。

○飲用としている水が適しているか、年1回、水質検査を受けましょう。

水質検査を受けるには

水質検査機関に依頼するか、自身で採水して印旛保健所管内食品衛生協会へ持ち込むことで、検査を受けることができます。

容器の貸出しや費用、提出方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



問 環境課 ☎（93）4946

印旛沼浄化推進 運動月間



印旛沼は、私たちが口にする飲料水のほか農業用水・工業用水の水源、また、内水面漁業場と観光資源として、私たちの貴重な財産となっています。水質浄化のために、次のことを心掛けましょう。

家庭でできる対策

○流しでは、袋などを使用し、調理くずを流さない。

○油はできる限り使い切り、食器・鍋などの油は、拭き取ってから洗う。

○米のとぎ汁は、植木にまく・無洗米を使うなどして流さない。

○洗濯や洗車をするときは、洗剤を使いすぎない。

○沈殿槽の設置、側溝・路面の清掃を心掛ける。

問 環境課 ☎（93）4946

水道水の 放射性物質 測定結果

9月2日の測定では、放射性物質は検出されず、安定した状態が続いています。今後も3カ月に1回実施し、安全な水の供給に努めます。これまでの測定結果は、市公式ホームページでお知らせしています。



問 上下水道課 ☎（93）3340

有料広告枠

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？

詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】広報情報課 ☎（93）3895

有料広告スペース

有料広告枠

有料広告スペース